



越前おおの

報道資料

【発信日】令和5年12月18日

【問い合わせ先】

大野市役所（1階 9番窓口）

地域経済部農業林業振興課 帰山、養老

電話 0779-64-4818 内線 1917

ふるさと
故郷の木から作る、結の木ごごろペン（ボールペン）を開発中
～地域産材利用開発事業補助にかかる試作品のアンケート～

大野市地域産材利用開発事業補助※ を活用して商品開発を行っている事業者が、ふるさと納税の返礼品の登録に向け、試作品を展示し、お気に入りアンケートを実施しますのでお知らせします。

※大野市地域産材利用開発事業補助 … 市産材及び県産材（地域産材）の利用促進を図るため、地域産材を利用した商品開発に係る経費を補助する事業

1 日程

設置場所	期間	備考
大野市図書館	12月14日～12月28日	12/28回収
市役所農業林業振興課窓口	12月14日～1月31日	12/28回収、1/4再設置
大野商工会議所	12月14日～1月31日	12/28回収、1/4再設置

2 内容 開発中のボールペンに関するアンケート

3 実施者 結乃樹屋 大野市田野 ※大野市地域産材利用開発事業活用事業者

4 その他 アンケート回答者の中から抽選で、試作品のプレゼントがあります。（1本/人）

5 参考資料 アンケート書面

補助事業要綱



あなたの手が選ぶ 大野市ふるさと納税返礼品

越前大野の木製“結の木ごころペン”お気に入りアンケート

※裏面への試し書きにも、アンケートご記入にも、木ごころペンをご利用ください。

Q1.“結の木ごころペン”を手にとってご覧いただき、以下の質問へご回答願います。

	金具・形状	アンケート質問	回答欄
①	金チタン・ストレート型	ツイストタイプ①～⑤の中で、 いちばんお気に入りの 金具は何番ですか？ お1つご記入ください→	()
②	クロム・砂時計型		
③	アンティーク銅・下砂時計型		
④	アンティーク真鍮・カーブ型		
⑤	ブラックチタン・スカート型		
⑥	10Kゴールド・スカート型	①～⑤の中で、お気に入りの 形状は何番ですか？→	()
⑦	クロム・カーブ型		
⑧	ブラックチタン・砂時計型		
⑨	ゴールド×ブラックチタン 太めタイプ	ノック式タイプ⑥～⑧の中で、 いちばんお気に入りの 金具は何番ですか？ お1つご記入ください→	()
⑩	プラチナ×ブラックチタン 細めタイプ		

Q2.特殊な透明塗料仕上げで自然なツヤと手触りを引き出したタイプ②③⑤⑥⑦⑨と、

天然オイル仕上げ素地タイプ、①④⑧⑩お好みの方に○を→(透明塗料・素地)

Q3.大野市内の“木のある風景”で、お気に入りのスポットがあれば教えてください。

(この木でペンを作れたら、愛着を感じて選んでもらえそうな場所や山など↓)



Lumberjack×Craft
～木こりの結工房～

by 結乃樹屋(ゆいのきや)
福井県大野市田野5-3

【試し書き欄】ご自由に、ペンご使用の感想もいただきましたら幸いです☆

【ご連絡先】ご記入いただいた方の中から抽選により、アンケートご協力の
お礼として、今回展示用の“結の木ごころペン”を1本プレゼントいたします♪

お名前	
ご住所	〒 -
お電話番号	
プレゼント(抽選) ご希望のペン番号	

※個人情報は適切に管理の上、今回の抽選結果の通知のみに使用いたします。
当選発表は、発送をもって替えさせていただきますのでご了承ください。

ご協力ありがとうございました！備付けのアンケートBOXにご投函ください。

大野市地域産材利用開発事業補助金交付要綱

(令和4年3月25日告示第56号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市産材及び県産材（以下「地域産材」という。）の利用促進を図るため、地域産材を利用した商品開発に係る経費に対し補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所又は事業所を有する者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域産材を利用した商品の開発を行う事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とし、50万円を限度として予算の範囲内で交付するものとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事業認定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ大野市地域産材利用開発事業実施計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、計画書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業の認定を行い、認定通知書（様式第2号）により当該補助対象者に対し通知するものとする。

(関係図書の保存)

第6条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類を、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

経費区分	内容
需用費	消耗品費、印刷製本費
役務費	通信運搬費、加工費、試験費
原材料費	原材料、資材等の購入費
使用料及び賃借料	試験器具、機械等の借料及び損料
委託料	デザイン設計、試験及び原材料加工を外注する場合に要する経費